

## 議事要旨(1) 企業会計基準「役員賞与に関する会計基準(案)」について

布施専門研究員より、最終的に公表する「役員賞与に関する会計基準」についての説明がなされ、審議が行われた。審議の後、採決が行われ、細かい字句等の修正に関しては委員長に一任の上、会計基準案について出席者9名全員の賛成により標記会計基準の公表が承認された。(承認された標記会計基準については、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」の公表をご参照頂きたい。)

なお、審議において委員等より、「公表にあたって」の中で、「適用時期は、会社法施行日以後終了する事業年度(当該事業年度に係る株主総会等で決議される役員賞与)及び当該事業年度の間会計期間からとなります。なお、会社法は平成18年5月を目途に施行されることが見込まれますが、この場合には、平成18年5月期の財務諸表及び同事業年度の平成17年11月中間期の間財務諸表から適用されることとなります。」との記載について、会社法の施行日が平成18年5月中とされることが最終的に確定していない段階で、このような取扱いを示すことを懸念する発言があった。しかし、会社法の施行時期については、平成18年5月から施行されることが見込まれている中での取扱いであり、また、役員賞与を発生時の費用として会計処理することが適切であるという考え方は、標記会計基準の公表によって初めて示されるものではなく、実務対応報告第13号においても既に示されていた考え方であることから、この取扱いについては特に修正は行われなかった。

以上